

監査品質のマネジメントに関する

年次報告書

2 0 2 5

イースト・サン監査法人

目次

1. 理事長メッセージ	2
2. 経営理念	3
3. 法人概要	3
4. 経営管理の状況等	4
(1) 品質管理基盤	4
①独立性の確保及び法令の遵守	4
②監査業務の契約の受任及び継続	5
③品質を確保するための体制	5
(2) 組織・ガバナンス基盤	8
①組織	8
②社員総会	8
③独立性を有する第三者	8
④非監査業務及びグローバルネットワーク	8
(3) 人的基盤	9
(4) IT 基盤	9
①情報セキュリティ	9
②監査調書	10
(5) 財務基盤	10
①報酬依存度	10
②主要な財務指標	10
(6) 国際対応基盤	10
5. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況	11

「監査品質のマネジメントに関する報告書」は、2024年6月1日から2025年5月31日までを対象としていますが、過去の経緯や今後の取り組みも含まれています。

1. 理事長メッセージ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

イースト・サン監査法人は設立以来、クライアントの方々と真摯に向き合い、丁寧かつ良質な監査サービスを提供し続けてまいりました。

その結果、令和7年度現在、金融商品取引法監査、会社法監査、学校法人監査、社会福祉法人監査など多岐にわたり、30社を超える監査を実施させていただくまでに成長いたしました。

当監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上を最優先事項としています。それを実現するための基盤である組織風土の醸成に力を注いでいます。

当監査法人は小規模であり、社員及び職員全員が一堂に会することが比較的容易であるため、その機会ごとに会計監査の品質の持続的な向上について議論し、共有しています。

また、会計監査の品質の持続的な向上を図るため、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成する必要があることから、外部の研修機関への積極的な参加や内部研修に際しては積極的に発言することを求めていきます。

当監査法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用しており、これからも監査業務に特化し、会計監査の品質を持続的に向上させていきます。

私たちは、クライアント様をはじめすべてのステークホルダーの期待に応えられるよう全力を尽くします。

明るい未来への活路開拓のお手伝いをさせていただければ幸いです。

敬具

理事長 波戸 葵

2. 経営理念

会計監査の品質向上を最優先事項とし、監査業務を通じてクライアント様の信頼性を担保し、地域経済の発展、ひいては日本経済の発展に資することを基本としている。

3. 法人概要

2025年10月31日現在

法 人 名	イースト・サン監査法人		
所 在 地	岡山県岡山市北区西古松1丁目27-25		
電 話 番 号	086-250-5681		
無限・有限責任 の 別	無限責任監査法人		
決 算 期	5月決算		
資 本 金	890万円		
設 立	2010年3月8日		
従 業 員 数	代表社員（公認会計士）	2	名
	社 員（公認会計士）	3	名
	常 勤（公認会計士）	3	名
	非 常 勤（公認会計士）	3	名
	その他の職員	3	名
	合計	14	名
被 監 査 会 社 数	金融商品取引法・会社法監査	2	社（上場会社）
	会社法監査	9	社
	学校法人監査	9	法人
	労働組合監査	4	組合
	その他の法定監査	4	社/法人
	その他の任意監査	6	社/法人
	合計	34	社/法人/組合

なお、当監査法人は、グローバルネットワーク等には加盟しておりません。

4. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

当監査法人の品質管理体制に関する最終的な責任を負う理事長の指揮のもと、品質管理責任者が品質管理の方針の整備及び運用に責任を持ち、効果的かつ効率的な監査サービスを提供する体制を構築しています。

当監査法人は「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第1号「監査事務所管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」並びに監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠した品質管理規程を策定し、当該規程に定める監査の品質管理に関する方針と手続を遵守することにより、業務が適正に執行されることを確保しています。

① 独立性の確保及び法令の遵守

<独立性に関する方針及び手続>

当監査法人は、当監査法人及び監査実施者が倫理規則等で定める独立性の規程を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持の方針及び手続を定めています。

i. 毎年一定の時点並びに必要となる時点において、倫理規則実務ガイドンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイドンス）」により利害関係の有無を調査し、その提出を求めています。

独立性チェック	
認識された問題	実施率
なし	100%

ii. 独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するために適切なセーフガードを講じるものとしています。

iii. 当監査法人は、社員ローテーションに関しては公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠しております。原則として、筆頭業務執行社員は、同一関与先の監査業務に連続して7会計期間を超えて関与できず、インターバル期間は5会計期間としております。その他の業務執行社員は、同一関与先の監査業務に連続して7会計期間を越えて関与できず、インターバル期間は2会計期間としております。

iv. 法令や職業倫理を遵守するため、定期的に社員及び職員にコンプライアンス教育を行っています。

② 監査業務の契約の受任及び継続

当監査法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の品質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定めています。

i. 当監査法人の規模及び組織体制、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、被監査会社の経営陣の姿勢、業務の内容、契約条件及び業務リスク等を検討しています。

ii. 監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討し、監査契約の新規の締結及び更新に際しては、社員総会の承認を求めてこととしています。

③ 品質を確保するための体制

<監査業務等の実施>

当監査法人は、監査業務の品質を確保するため、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。

i. 日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。

ii. 監査マニュアルには、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含めています。

iii. 当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、専門的な見解の問合せを実施することとしています。

iv. 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するため、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行うために、業務執行社員自らが往査して監査業務を遂行することとしております。

<審査体制>

当監査法人は、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うため、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めています。

当監査法人は、監査業務を含めたすべての意見表明業務に審査担当者を指名し、業務に直接関与するメンバーとは独立した立場から客観的な視点で業務に係る審査を行うことにより、監査の品質の確保に努めています。

当監査法人では、審査が完了するまで監査報告書を発行することはできず、業務執行社員は、審査が完了する前に監査報告書に署名してはならないものとしています。

審査担当者は、原則として、同一関与先の監査業務に連続して7会計期間を超えて関与できず、インターバル期間は3会計期間としております。

<監査上の判断の相違の解決>

監査法人は、監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を次のように定めています。

(ア)専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化することとしています。

(イ)監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないものとしています。

<内部及び外部からの通報への対応>

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。また、当監査法人及びその社員並びに従業員による法令違反や不正行為などに係る情報、及び当監査法人の被監査会社等による法令等の違反行為または違反するおそれのある行為（不正、粉飾等）に係る情報を広く収集するために、当監査法人のホームページにおいて、「監査・倫理ホットライン」を設けております。このホットラインに寄せられた情報は、当監査法人が提供する業務の品質の向上を図る目的に限り利用することとしております。

<品質管理システムの監視>

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めています。

当該方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を含めています。

[監査業務の定期的検証の実施方針]

監査責任者について、3年を超えない期間に少なくともひとつの監査業務を検証の対象として選定することとし、少なくとも毎年2法人は定期的検証の対象に選定しています。また、定期的検証の実施結果は、社員総会で報告し、必要に応じて専門要員に対する研修を実施しています。

定期的検証の実施	
実施件数	監査責任者
2 法人	2 名

[定期的な評価・見直し]

当監査法人は、監査法人ガバナンス・コードの適用状況・品質管理体制の整備運用状況等について、毎期定期的に評価を実施し、必要な改善を講じています。

<外部検査の実施結果について>

当監査法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査は、以下の通りです。

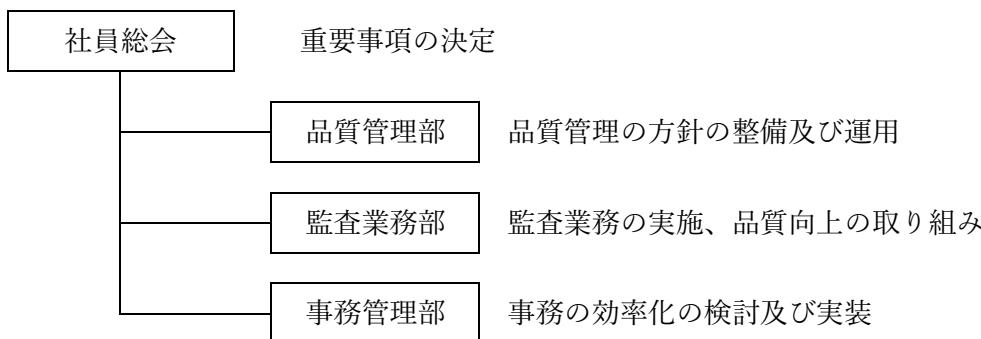
外部のレビュー	実施結果等
日本公認会計士協会の品質管理レビュー	品質管理のシステムの整備及び運用の状況のいずれについても、2023年10月18日付けで「重要な不備事項は見受けられなかった」との品質管理レビュー報告書を受領しています。
公認会計士・監査審査会の検査	公認会計士・監査審査会の検査の対象となったことはありません。

(2) 組織・ガバナンス基盤

当監査法人は、小規模法人であり、社員及び職員の相互信頼をベースとした組織運営を行っていることから、経営（マネジメント）機関は設けず、全ての重要事項は社員総会で決定することとしています。

① 組織

品質管理部、監査業務部、事務管理部を設置し、各部にはその役割に適した社員を配置し、会計監査の品質の持続的な向上を最優先事項とした業務の遂行や社員総会での決定事項を現場に浸透させています。



② 社員総会

当監査法人では、年1回の定期社員総会以外に、必要に応じて、臨時の社員総会を開催して、重要事項の決定を行っています。

期別	社員総会開催回数
第16期（2025年5月期）	6回

③ 独立性を有する第三者

当監査法人は、小規模な法人であり、社員の相互信頼をベースとした組織運営を行っています。また、社員には、一般企業等における取締役等の役員に就任するものも在籍していることから、各自の知見を持ち寄り、自ら評価・改善を実施しておりますが、第三者の知見を活用すべく、独立性を有する第三者を選任し、社員総会への出席を通じて、客観的な立場から当監査法人の運営に関する意見交換を実施しております。また、当監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべく、日本公認会計士協会及び当監査法人のホームページにおいて、トップメッセージを発信する動画を公開しております。

④ 非監査業務及びグローバルネットワーク

当監査法人は、監査の品質を確保することを最重要事項としていることから、非監査業務は提供しない方針としています。また、被監査会社は、国内で活動する法人であるため、グローバルネットワーク等には加盟していません。

(3) 人的基盤

組織的な運営の実効性を確保するためには、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うことが必要です。

監査業務の品質を確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、監査実施者の採用、教育・訓練、評価、選任等の人事に関する方針や手続を定めています。

法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるため、会計監査の品質の持続的な向上への取り組みを社員及び職員の評価基準のひとつとして取り入れています。

また、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度（CPD）の履修状況の徹底管理を行っています。

監査実施者の保有資格	
公認会計士	11名
システム監査技術者	1名

CPD 平均履修単位数			
	2022 年度	2023 年度	2024 年度
公認会計士	45.8	54.9	53.9

(4) IT 基盤

① 情報セキュリティ

公認会計士法に定める守秘義務を遵守するため、情報管理規程、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティに関する規程等を定めています。

また、社員及び職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、情報管理の徹底を図っています。

定期的又は必要時に情報セキュリティに関する点検を実施し、情報管理の徹底度を確認しています。

情報セキュリティ点検	
認識された問題	総点検数
なし	14 件

② 監査調書

監査調書は、クラウドシステム上で作成することとしており、より安全な情報保管を行っています。

(5) 財務基盤

当監査法人は、中小監査法人ですが、財政状態及び経営成績は安定的に推移しています。

① 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、以下の通りです。

	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	6.7%	6.4%	6.8%

② 主要な財務指標

主要な財務指標は、安定的に推移しています。

	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
自己資本比率	83.2%	94.5%	89.9%	93.3%
現預金比率	492.1%	1,425.5%	840.8%	1,224.3%

現預金比率は、現預金残高を流動負債で除した値として算出しております。

(6) 國際対応基盤

当監査法人は、地域密着型の監査法人であり、被監査会社は内需型の法人です。海外子会社等の監査が必要となるような監査業務は受嘱しない方針としています。

5. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則／指針		参照
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	コンプライ 1. 理事長メッセージ 2. 経営理念
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	コンプライ 1. 理事長メッセージ 2. 経営理念
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せしめるよう、適切な動機付けを行うべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（3）
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	コンプライ 1. 理事長メッセージ
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らか	コンプライ 4. 経営管理の状況（2）④

	<p>にすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p>	
指針 1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<p>該当なし 4. 経営管理の状況（2）④</p>

5. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況（続き）

原則／指針		参照
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（2）
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化 	コンプライ 4. 経営管理の状況（2）① 4. 経営管理の状況（1）③ 4. 経営管理の状況（3） 4. 経営管理の状況（4）

	を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	
指針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（2）

5. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況（続き）

原則／指針		参照
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	<p>コンプライ 4. 経営管理の状況（2）③</p> <p>当監査法人は、小規模法人であり、パートナーの相互信頼をベースとした組織運営を行っています。パートナーは、自ら会計事務所を経営している者や社外役員を務めている者もおり、各自の知見を持ち寄り、自ら評価・改善を実施しておりますが、当監査法人の運営をより効果的かつ効率的に実施するため、第三者の知見を活用すべく、独立性を有する第三者を選任しております。独立性を有する第三者には、指針3-3のような役割を担うことを期待して選任しております。</p>
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	社員総会では資料等を提供し、必要に応じて質疑応答ができる体制としております。
指針 3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に 	

	<p>関する評価への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手續の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

5. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況（続き）

原則／指針		参照
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（3） 品質管理責任者は、品質管理活動に支障のない範囲において監査責任者を兼任していることから、監査の現場との情報共有は円滑に行われています。
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（3）
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること・ 法人の構成員が業務と並行して	コンプライ 4. 経営管理の状況（2）① 4. 経営管理の状況（3） 4. 経営管理の状況（3） 4. 経営管理の状況（3）

原則／指針		参照
	十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	
指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（1）③
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（1）③

5. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況（続き）

原則／指針		参照
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	コンプライ 監査品質のマネジメントに関する年次報告書を当監査法人のホームページに公開しております。
指針 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業に 	コンプライ 1. 理事長メッセージ 1. 理事長メッセージ 4. 経営管理の状況（1）③ 4. 経営管理の状況（2）③ 4. 経営管理の状況（2）① 4. 経営管理の状況（2）③ 4. 経営管理の状況（2）④ 4. 経営管理の状況（4） 4. 経営管理の状況（3） 4. 経営管理の状況（5）① 4. 経営管理の状況（6） 4. 経営管理の状況（1）③、 （2）③

原則／指針	参照
<p>おけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	
指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要
指針 5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、</p>

原則／指針		参照
	その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（1）③
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	コンプライ 4. 経営管理の状況（1）③